

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定しました。

平成二十四年六月十五日

奈良県知事 荒井正吾

診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおつかクリニク	生駒市西松ヶ丘一番四三号 ナビール三和ビル二階	平成二十四年六月一日